

令和 3 年 3 月  
大 東 市 議 会  
定 例 月 議 会 議 案  
条 例 新 旧 対 照 表

## も く じ

・ 議案第 27 号	大東市基金条例-----	2
・ 議案第 28 号	大東市介護保険条例-----	4
・ 議案第 29 号	大東市国民健康保険税条例-----	12
・ 議案第 30 号	大東市営住宅条例-----	24
・ 議案第 31 号	大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する 条例-----	32

議案第27号

大東市基金条例 新旧対照表

新	
第1条 (略)	
(設置)	
第2条 (略)	
基金の名称	設置の目的
大東市子ども基金	(略)
2 ～ 3 (略)	
第3条 ～ 第8条 (略)	

主要改正点

- ・大東市安全で安心なまちづくり基金を廃止したこと。

旧	
第1条 (略)	
(設置)	
第2条 (略)	
基金の名称	設置の目的
大東市子ども基金	(略)
<u>大東市安全で安心なまちづくり基金</u>	<u>安全で安心なまちづくりの推進に要する経費に充てるため資金を積み立てること。</u>
2 ～ 3 (略)	
第3条 ～ 第8条 (略)	

# 議案第28号

## 大東市介護保険条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第3条 (略) (保険料率)
第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,520円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>57,780円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,780円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>69,336円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>77,040円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>92,448円</u>
ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して <u>得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。</u> 以下同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>100,152円</u>
ア 合計所得金額が1,200,000円以上 <u>2,100,000円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

## 主要改正点

- ・介護保険の第1号被保険者の保険料率を改定したこと。

旧
第1条 ～ 第3条 (略) (保険料率)
第4条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,280円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>57,420円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,420円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>68,904円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76,560円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>91,872円</u>
ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して <u>得た額とする。</u> 以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>99,528円</u>
ア 合計所得金額が1,200,000円以上 <u>2,000,000円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

## 新

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 115,560円

ア 合計所得金額が2,100,000円以上3,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 130,968円

ア 合計所得金額が3,200,000円以上4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 138,672円

ア ~ イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 154,080円

ア ~ イ (略)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 169,488円

2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる者 23,112円

(2) 前項第2号に掲げる者 38,520円

(3) 前項第3号に掲げる者 53,928円

第5条 ~ 第6条 (略)

(普通徴収の特例)

第7条 保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税、非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内におい

## 旧

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 114,840円

ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 130,152円

ア 合計所得金額が3,000,000円以上4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 137,808円

ア ~ イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 153,120円

ア ~ イ (略)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 168,432円

2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる者 22,968円

(2) 前項第2号に掲げる者 38,280円

(3) 前項第3号に掲げる者 53,592円

第5条 ~ 第6条 (略)

(普通徴収の特例)

第7条 保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税、非課税の別又は地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の

## 新

て市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 (略)

第8条 ～ 第14条 (略)

(協議会)

第15条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 地域における福祉関係団体に属する者

(5) (略)

4 ～ 7 (略)

第16条 ～ 第21条 (略)

附 則

第1条 ～ 第6条 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第7条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額(当該額が0を下回る

## 旧

当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 (略)

第8条 ～ 第14条 (略)

(協議会)

第15条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) (略)

4 ～ 7 (略)

第16条 ～ 第21条 (略)

附 則

第1条 ～ 第6条 (略)

## 新

場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

## 旧

議案第29号

大東市国民健康保険税条例 新旧対照表

新
第1条 (略) (課税額)
第2条 (略)
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>630,000円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>630,000円</u> とする。
3 (略)
4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>170,000円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>170,000円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の8.62</u> を乗じて算定する。
2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)
第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>30,640円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

主要改正点

- ・国民健康保険税の課税額を変更したこと。
- ・国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得を見直したこと。

旧
第1条 (略) (課税額)
第2条 (略)
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>580,000円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>580,000円</u> とする。
3 (略)
4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>160,000円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>160,000円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の8.33</u> を乗じて算定する。
2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)
第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>26,360円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)



## 新

### 第5条 (略)

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 31,870円

(2) 特定世帯 15,935円

(3) 特定継続世帯 23,902円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.73を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,478円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

### 第7条の2 (略)

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,858円

(2) 特定世帯 4,929円

(3) 特定継続世帯 7,393円

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.47を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

## 旧

### 第5条 (略)

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 30,565円

(2) 特定世帯 15,282円

(3) 特定継続世帯 22,923円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.49を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,478円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

### 第7条の2 (略)

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,970円

(2) 特定世帯 4,985円

(3) 特定継続世帯 7,477円

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.68を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

## 新

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について18,213円とする。

第10条 ～ 第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規

## 旧

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について17,634円とする。

第10条 ～ 第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が580,000円を超える場合には、580,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規

## 新

定する世帯主を除く。) 1人について 21,448円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 22,309円

(イ) 特定世帯 11,155円

(ウ) 特定継続世帯 16,732円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,635円

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,901円

(イ) 特定世帯 3,451円

(ウ) 特定継続世帯 5,176円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 12,750円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 15,320円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,935円

(イ) 特定世帯 7,968円

(ウ) 特定継続世帯 11,951円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,739円

## 旧

定する世帯主を除く。) 1人について 18,452円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 21,396円

(イ) 特定世帯 10,698円

(ウ) 特定継続世帯 16,047円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,535円

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,979円

(イ) 特定世帯 3,490円

(ウ) 特定継続世帯 5,234円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 12,344円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 13,180円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,283円

(イ) 特定世帯 7,641円

(ウ) 特定継続世帯 11,462円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,239円

## 新

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,929円

(イ) 特定世帯 2,465円

(ウ) 特定継続世帯 3,697円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,107円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,128円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,374円

(イ) 特定世帯 3,187円

(ウ) 特定継続世帯 4,781円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,896円

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,972円

(イ) 特定世帯 986円

(ウ) 特定継続世帯 1,479円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,643円

第23条の2 ～ 第27条 (略)

## 旧

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,985円

(イ) 特定世帯 2,493円

(ウ) 特定継続世帯 3,739円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,817円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,272円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,113円

(イ) 特定世帯 3,057円

(ウ) 特定継続世帯 4,585円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,296円

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,994円

(イ) 特定世帯 997円

(ウ) 特定継続世帯 1,496円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,527円

第23条の2 ～ 第27条 (略)

## 新

### 附 則

#### 1 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

#### 3 ～ 13 (略)

## 旧

### 附 則

#### 1 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）」とする。

#### 3 ～ 13 (略)

# 議案第30号

## 大東市営住宅条例 新旧対照表

新
目次
第1章 ～ 第5章 (略)
第6章 補則 (第66条— <u>第74条</u> )
附則
(目的)
第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)により整備する市営住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特優賃法」という。)により <u>整備</u> する特定公共賃貸住宅及び共同施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。
(用語の定義)
第2条 (略)
(1) 市営住宅 本市が建設、買取り、借上げ又は大阪府から取得を行い、低額所得者に賃貸し、 <u>又は転貸</u> するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
(2) 特定公共賃貸住宅 特優賃法第18条第1項の規定又は国土交通大臣の承認を受けた地域特別賃貸住宅供給計画により、本市が建設し、 <u>又は大阪府から取得した</u> 住宅及びその附帯施設をいう。
(3) ～ (5) (略)
第3条 ～ 第5条 (略)

## 主要改正点

- ・大東市営大東寺川住宅、大東市営大東北新町住宅及び大東市営大東南郷住宅の名称及び位置について規定したこと。
- ・大東市営大東寺川住宅駐車場、大東市営大東北新町住宅駐車場及び大東市営大東南郷住宅駐車場の名称、位置及び使用料について規定したこと。
- ・市営住宅等及び共同施設の指定管理者による管理について規定したこと。

旧
目次
第1章 ～ 第5章 (略)
第6章 補則 (第66条— <u>第71条</u> )
附則
(目的)
第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)により整備する市営住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特優賃法」という。)により <u>市が建設</u> する特定公共賃貸住宅及び共同施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。
(用語の定義)
第2条 (略)
(1) 市営住宅 本市が建設、買取り、借上げ又は大阪府から取得を行い、低額所得者に賃貸し、 <u>又は賃貸</u> するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
(2) 特定公共賃貸住宅 特優賃法第18条第1項の規定又は国土交通大臣の承認を受けた地域特別賃貸住宅供給計画により、本市が建設し、 <u>転貸するための</u> 住宅及びその附帯施設をいう。
(3) ～ (5) (略)
第3条 ～ 第5条 (略)

## 新

(入居者の資格)

第6条 (略)

(1) (略)

ア ～ キ (略)

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。) 第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) ～ (イ) (略)

(2) ～ (9) (略)

2 ～ 3 (略)

第7条 ～ 第23条 (略)

(原状回復義務等)

第24条 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

2 ～ 3 (略)

第25条 ～ 第37条 (略)

(住宅の明渡請求)

第38条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4) ～ (7) (略)

2 ～ 6 (略)

第39条 ～ 第70条 (略)

(指定管理者による管理)

第71条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に市営住宅等及び共同施設の管理を行わせることができる。

## 旧

(入居者の資格)

第6条 (略)

(1) (略)

ア ～ キ (略)

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。) 第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) ～ (イ) (略)

(2) ～ (9) (略)

2 ～ 3 (略)

第7条 ～ 第23条 (略)

(原状回復義務等)

第24条 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

2 ～ 3 (略)

第25条 ～ 第37条 (略)

(住宅の明渡請求)

第38条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4) ～ (7) (略)

2 ～ 6 (略)

第39条 ～ 第70条 (略)

# 新

(指定管理者が行う業務の範囲)

第72条 前条の規定により指定管理者に市営住宅等及び共同施設の管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第4条第1項の公募その他の市営住宅等及び共同施設の利用に係る市長の業務の補助に関する業務

(2) 市営住宅等及び共同施設の維持、管理及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定手続等)

第73条 指定管理者の指定手続等については、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）の規定により行うものとする。

第74条 (略)

別表第1（第3条関係）

## 1 市営住宅

名称	位置
大東市営大東深野住宅	(略)
<u>大東市営大東寺川住宅</u>	<u>大東市寺川一丁目3番から18番まで</u>
<u>大東市営大東北新町住宅</u>	<u>大東市北新町1番から3番まで、7番から10番まで、12番、13番及び15番から18番まで</u>
<u>大東市営大東南郷住宅</u>	<u>大東市南郷町11番から15番まで</u>
(略)	(略)

## 2 特定公共賃貸住宅

名称	位置
大東市営飯盛園第1住宅	(略)
<u>大東市営大東北新町住宅</u>	<u>大東市北新町6番及び11番</u>

# 旧

第71条 (略)

別表第1（第3条関係）

## 1 市営住宅

名称	位置
大東市営大東深野住宅	(略)
(略)	(略)

## 2 特定公共賃貸住宅

名称	位置
大東市営飯盛園第1住宅	(略)



## 新

### 別表第2（第50条関係）

名称	位置
<u>大東市営南郷住宅駐車場</u>	<u>大東市南郷町</u>
<u>大東市営深野野崎園住宅駐車場</u>	<u>大東市野崎一丁目</u>
<u>大東市営野崎松野園住宅駐車場</u>	<u>大東市野崎一丁目</u>
<u>大東市営深野園住宅駐車場</u>	<u>大東市深野三丁目</u>
<u>大東市営飯盛園第1住宅駐車場</u>	<u>大東市北条四丁目</u>
<u>大東市営大東深野住宅駐車場</u>	<u>大東市深野三丁目</u>
<u>大東市営大東寺川住宅駐車場</u>	<u>大東市寺川一丁目</u>
<u>大東市営大東北新町住宅駐車場</u>	<u>大東市北新町</u>
<u>大東市営大東南郷住宅駐車場</u>	<u>大東市南郷町</u>

### 別表第3（第57条関係）

(略)
-----

備考 大東市営大東深野住宅駐車場及び大東市営大東寺川住宅駐車場については、この表の規定にかかわらず、1か月当たりの使用料を7,500円とする。

## 旧

### 別表第2（第50条関係）

名称	位置
<u>大東市営南郷住宅駐車場</u>	<u>大東市南郷町16番</u>
<u>大東市営深野野崎園住宅駐車場</u>	<u>大東市野崎一丁目8番</u>
<u>大東市営野崎松野園住宅駐車場</u>	<u>大東市野崎一丁目15番</u>
<u>大東市営深野園住宅駐車場</u>	<u>大東市深野三丁目2番から9番まで</u>
<u>大東市営飯盛園第1住宅駐車場</u>	<u>大東市北条四丁目4番、5番及び7番</u>
<u>大東市営大東深野住宅駐車場</u>	<u>大東市深野三丁目12番から18番まで</u>

### 別表第3（第57条関係）

(略)
-----

備考 大東市営大東深野住宅駐車場については、この表の規定にかかわらず、1か月当たりの使用料を7,500円とする。

議案第31号

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

新	
本則 (略)	
別表第1 (略)	
別表第2 (第2条関係)	
執行機関の附属機関及び上下水道事業管理者の諮問機関としての審査会等の委員の報酬の額	
区分	報酬の額
行政不服審査会委員	(略)
<u>学校運営協議会委員</u>	<u>日額 1,500円</u>
別表第3 ~ 別表第4 (略)	

主要改正点

- ・学校運営協議会委員の報酬の額を規定したこと。

新旧対照表

旧	
本則 (略)	
別表第1 (略)	
別表第2 (第2条関係)	
執行機関の附属機関及び上下水道事業管理者の諮問機関としての審査会等の委員の報酬の額	
区分	報酬の額
行政不服審査会委員	(略)
別表第3 ~ 別表第4 (略)	